

別紙 1

留意事項

- (1) 県は、児童福祉法に基づく保育士登録制度により、埼玉県に登録する保育士の氏名、住所等を把握できるが、当該保育士が転居した場合、転居先は把握できない。
- (2) 保育士は登録する都道府県以外でも勤務可能なため、埼玉県内には他の都道府県に登録する保育士もいるが、県は他の都道府県に登録する保育士について、(1)の登録時の情報も把握していない。
- (3) 県は、保育所等に勤務している保育士に対しては、市町村及び保育所等を通じて情報を届けることが可能であるが、保育所等に勤務していない、いわゆる潜在保育士に対しては、直接情報を届けることは出来ない。